

令和6年度

乗合タクシー本格運行 実施計画書
(案)

赤平市地域公共交通活性化協議会

目 次

(1) 運行期間.....	1
(2) 運行事業者と使用するタクシー車両.....	1
(3) 運行区域.....	2
(4) 輸送方法.....	5
(5) 運行日・運行時刻.....	5
①運行日.....	5
②運行時刻.....	5
(6) 運行（利用）予約.....	6
①乗合タクシー利用登録.....	6
②運行（利用）予約.....	7
(7) 運賃.....	7
(8) 周知計画.....	8
①乗合タクシー周知チラシ.....	8
②乗合タクシー利用案内パンフレット.....	8
(9) 利用促進計画.....	9
(10) 道路運送法に基づく許可申請に関する事項.....	9

(1) 運行期間

- ・令和6年4月1日（月）から（運輸局許可が下り次第）

(2) 運行事業者と使用するタクシー車両

- ・運行事業者は、「西出ハイヤー株式会社」とします。
- ・運行に使用する車両は、予備車9台を含め計10台とします。

表 運行車両

項目	定員	車両ナンバー
運行車両	5人	札幌 500 う 16-86
予備車両 1	5人	札幌 500 う 28-14
予備車両 2	5人	札幌 500 う 25-19
予備車両 3	5人	札幌 500 う 21-50
予備車両 4	5人	札幌 500 う 21-48
予備車両 5	5人	札幌 500 う 16-85
予備車両 6	5人	札幌 500 う 31-01
予備車両 7	5人	札幌 500 う 25-18
予備車両 8	5人	札幌 500 う 28-15
予備車両 9	5人	札幌 500 う 31-02

図 運行車両



(3) 運行区域

- ・運行区域は、市内全域とします。
- ・対象者は、公共交通空白地域である下表に示す地域は全員とし、その他の地域は65歳以上の者又は要介護認定者とします。
- ・運行は、地域を東西に二分して行ないます。

表 運行区域・利用対象者

・交通空白地域 <全員対象>

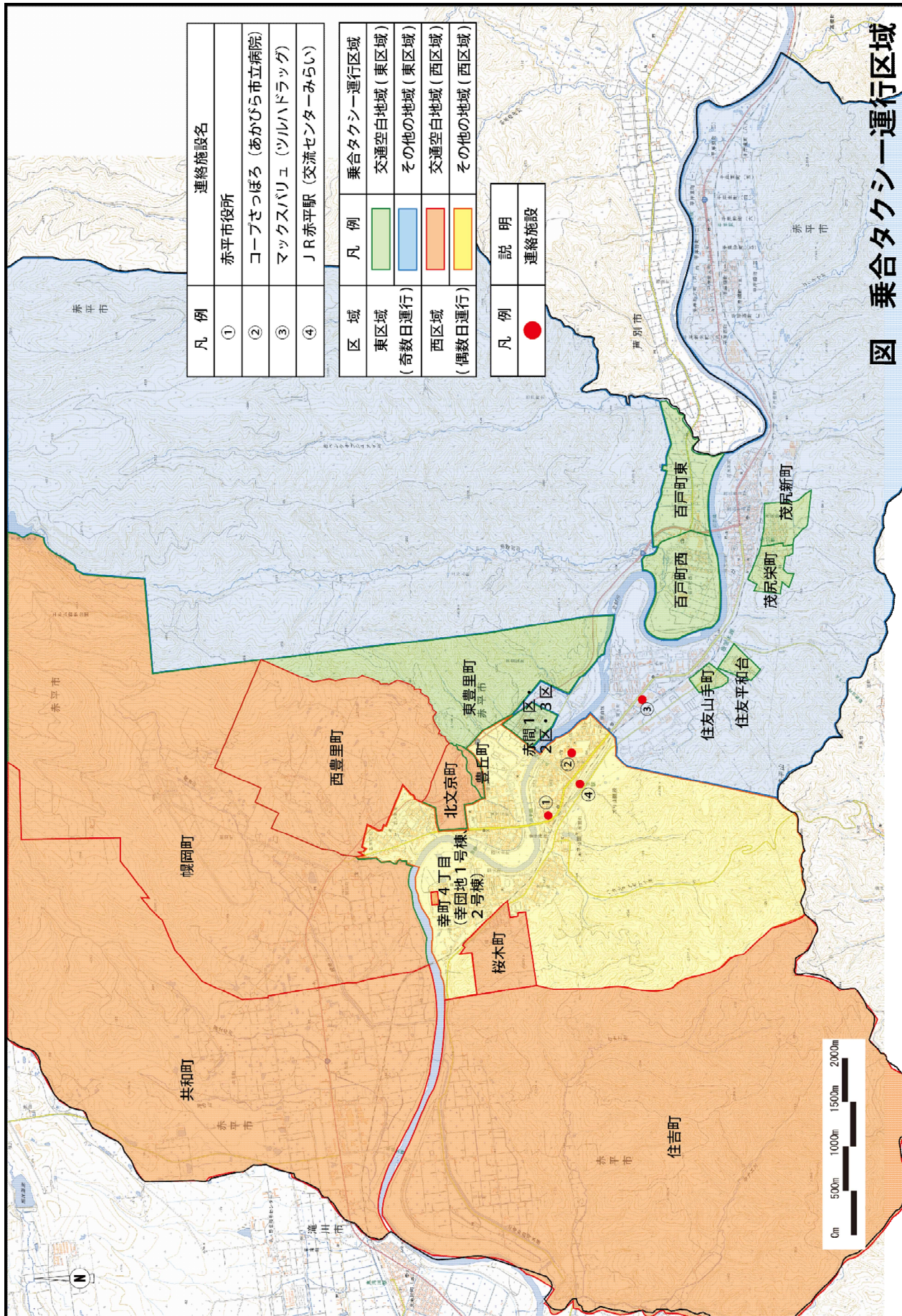
【東区域】				【西区域】			
地域名	人口	世帯数	備考	地域名	人口	世帯数	備考
住友山手町	79人	46世帯		北文京町	331人	184世帯	
住友平和台	2人	1世帯		西豊里町	43人	21世帯	
赤間1・2・3区	19人	14世帯		桜木町	68人	47世帯	
東豊里町	8人	5世帯		住吉町	66人	31世帯	
茂尻栄町	60人	33世帯		共和町	186人	105世帯	
茂尻新町	176人	100世帯		幸町4丁目	103人	69世帯	幸団地1・2号棟
百戸町・エム町	455人	351世帯		幌岡町	174人	123世帯	
[交通空白地域] 東区域 計	799人	550世帯		[交通空白地域] 西区域 計	971人	580世帯	
[交通空白地域] 東・西区域合計	1,770人	1,130世帯					

・その他の地域 <65歳(70歳)以上+要介護認定者>

【東区域】				【西区域】			
地域名	65歳以上 +要介護認定者	70歳以上 +要介護認定者	備考	地域名	65歳以上 +要介護認定者	70歳以上 +要介護認定者	備考
平岸地区	534人	450人		市街地区	457人	379人	
茂尻地区	407人	338人	栄町・新町除く	文京地区	311人	269人	北文京町除く
住友地区	513人	458人	山手町・平和台除く	豊丘地区	71人	54人	
東大町	18人	12人		若木地区	265人	226人	
				昭和地区	650人	547人	
[その他地域] 東区域 計	1,472人	1,258人		[その他地域] 西区域 計	1,754人	1,475人	
[その他地域] 東・西区域合計	3,226人	2,733人	※65歳(70歳)未満の要介護認定者(要支援1~要介護1)の人数を含む。				

市内合計	8,768人	5,368世帯	(住民基本台帳 令和5年12月1日現在)
------	--------	---------	----------------------

区分	対象者数	備考
対象者合計 [65歳以上の場合]	4,996人	交通空白地域 (東区域人口) 799人 + (西区域人口) 971人 = 1,770人 その他の地域(65歳以上+65歳未満の要介護認定者) (東区域人口) 1,472人 + (西区域人口) 1,754人 = 3,226人
対象者合計 [70歳以上の場合]	4,503人	交通空白地域 (東区域人口) 799人 + (西区域人口) 971人 = 1,770人 その他の地域(70歳以上+70歳未満の要介護認定者) (東区域人口) 1,258人 + (西区域人口) 1,475人 = 2,733人



凡例	連絡施設名
①	赤平市役所
②	コープさっぽろ (あかびら市立病院)
③	マックスバリュ (ツルハドラッグ)
④	JR赤平駅 (交流センターみらい)

区域	凡例	乗合タクシー運行区域
東区域 (奇数日運行)	■	交通空白地域 (東区域)
西区域 (偶数日運行)	■	その他の地域 (東区域)
	■	交通空白地域 (西区域)
	■	その他の地域 (西区域)

凡例	説明
●	連絡施設

図 乗合タクシー運行区域

乗合タクシー運行経費

乗合タクシー実証運行については、令和3年度（R3.12）、令和4年度（R4.6-R5.3）、令和5年度（R5.6-R6.3）と利用対象者を拡充しながら実施してきました。周知PRもあり徐々に浸透し、利用登録者は増加傾向にあります。

実証運行は制度的に3年が限度とされていることもあり、令和6年度からは本格運行に移行します。

なお、令和6年度以降の利用対象者については、「交通空白地域（年齢制限なし）+その他の地域 65歳以上+要介護認定者（乗降可能）」とします。

(参考)

令和3年度 交通空白地域（年齢制限なし）

令和4年度 交通空白地域（年齢制限なし）+その他の地域 75歳以上+要介護認定者（乗降可能）

令和5年度 交通空白地域（年齢制限なし）+その他の地域 70歳以上+要介護認定者（乗降可能）

1. 運行経費

○乗合タクシー運行費用

①東区域 1,700円/便（費用）×183日×10便×25%（運行率）≒ 778千円/年

②西区域 1,450円/便（費用）×182日×10便×25%（運行率）≒ 660千円/年

小 計 ≒ 1,438千円/年

・運行率：利用対象範囲の拡充とPRによる利用増を見越し、約2.5倍の25%に設定します。

（R5.6-11月実証運行実績 10.1%）

・タクシー費用：1便当たり東区域1,700円、西区域1,450円に設定します。

（R5.6-11月実証運行実績 東区域1,658円、西区域1,406円〔1便当たり平均〕）

※行政区界までの最高料金は、西区域で550円+（9,400m-1,192m）÷264m×80円≒3,030円、東区域で550円+（7,000m-1,192m）÷264m×80円≒2,310円と想定される。

○乗合タクシー運行収益

一番少なくなる（運行負担が多くなる）、1便当たり1人で利用する場合で計算します。

10便 × 25% = 2.5人/日 × 365日 = 912.5人 × 400円 = 365千円

○乗合タクシー運行負担分

1,438千円 - 365千円 = 1,073千円

2. タクシー会社事務費

予約受付や配車割の事務経費として、運行費用の20%を事務費として支払います。

1,438千円 × 20% ≒ 288千円

3. 事務費

資料作成、運行案内チラシ、登録証発行、利用者アンケート、本格運行諸準備等

169千円

★乗合タクシーに係る経費

1,073千円 + 288千円 + 169千円 = 1,530千円

(4) 輸送方法

- ・市民の生活交通を確保する公共交通としての役割を担うために、利用者のご自宅（公道）と赤平市中心部の公共・公益施設間を直接輸送します。
- ・連絡施設は、以下のとおり設定します。

表 連絡施設

項目	公共・公益施設名称
連絡施設	①赤平市役所 ②コープさっぽろ あかびら店（あかびら市立病院） ③マックスバリュ 赤平店（ツルハドラッグ） ④J R赤平駅（交流センターみらい）

(5) 運行日・運行時刻

①運行日

- ・奇数日は東区域、偶数日は西区域を運行します。

②運行時刻

- ・東西運行日において、それぞれ以下の時間帯にて運行します。
- ・往路（行き）、復路（帰り）ともに5便ずつ運行します。
- ・往路は赤平駅に到着する時刻、復路は赤平駅を出発する時刻を定め、連絡施設と利用者宅との間を運行します。
- ・運行時刻の設定に当たっては、地域間幹線バスである滝芦線等との乗継ぎを考慮し設定します。

表 運行時刻

【往路（行き）】

便名	乗合タクシー		→	乗継ぎ（赤平駅前出発時刻）	
	送迎時刻*	J R赤平駅到着時刻（目安）		滝芦線（土日祝）	高速ふらの号（赤平発）
第1便	08:00	08:40	→	08:51（09:01）	—
第2便	09:00	09:40	→	10:21（10:01）	9:43
第3便	10:00	10:40	→	12:21（11:11）	11:13
第4便	12:00	12:40	→	13:51（13:01）	12:53
第5便	14:00	14:40	→	14:51（14:41）	15:03

※最初に乗車する方の送迎時刻

【復路（帰り）】

便名	乗継ぎ（赤平駅前到着時刻）		→	乗合タクシー	
	滝芦線（土日祝）	高速ふらの号（赤平着）		J R赤平駅出発時刻	送迎時刻*（目安）
第1便	10:51（10:46）	10:34	→	11:00	11:40
第2便	12:21（12:16）	12:24	→	13:00	13:40
第3便	14:06（13:46）	14:24	→	15:00	15:40
第4便	15:36（—）	—	→	16:00	16:40
第5便	16:16（16:16）	16:24	→	17:00	17:40

※最後に下車する方の送迎時刻（利用人数等により前後する場合があります。）

(6) 運行（利用）予約

運行（利用）予約は、乗合タクシー利用登録を行った後に可能となります。

①乗合タクシー利用登録

- ・利用登録は、赤平市が行います。
- ・受付は、来庁又は電話による聞き取りにより行います。
- ・下表の内容を聞き取り、「乗合タクシー利用者登録証（利用登録番号）」、「乗合タクシーのご利用案内（利用パンフレット）」（後述）を登録者宅へ送付します。
- ・登録は、介助なしで乗降できる方に限ります。

表 乗合タクシー利用登録受付表

【実証運行用】		受付日 令和 年 月 日() :		
乗合タクシー利用登録受付票		受付者		
住所	〒 079 - 赤平市		(登録区域)	
電話	- -	FAX	- -	
〔登録者〕				
1	代表者氏名	男・女	大正 昭和 平成 令和 年 月 日 歳	(登録番号)
	携帯	特記事項		-
2	氏名	男・女	大正 昭和 平成 令和 年 月 日 歳	(登録番号)
	携帯	特記事項		-
3	氏名	男・女	大正 昭和 平成 令和 年 月 日 歳	(登録番号)
	携帯	特記事項		-
4	氏名	男・女	大正 昭和 平成 令和 年 月 日 歳	(登録番号)
	携帯	特記事項		-
〔自宅位置情報〕				

②運行（利用）予約

- ・運行（利用）予約は運行計画に必要な情報であるため、運行事業者が担います。
- ・運行（利用）予約は運行計画の検討に時間を要するため、下表の時刻までに行うものとします。
- ・ただし、予約のキャンセルは、運行時間帯の前までに行うものとします。

※運行時間帯に入ってから、あるいは運行時間帯以降のキャンセルは、料金徴収の対象とします。

- ・運行（利用）予約は、1 便当たり 4 人を上限に締め切ります。

表 予約受付期間

運行（利用）予約の受付期間 : 乗車希望日の 1 週間前から前日の 14 時 30 分まで

- ・運行（利用）予約受付時間は、以下のとおりとします。

表 予約受付時間

運行（利用）予約受付時間 : 9 時 ~ 17 時 30 分

※運行前日の締切は、14 時 30 分となります。

- ・予約受付のための「乗合タクシー予約受付表」を用意して、予約内容を整理します。

表 乗合タクシー予約受付表の内容

登録番号、東区域・西区域の区分、利用日、便名、行き・帰りの区分、連絡施設、受付番号

(7) 運賃

- ・乗合タクシーの運賃は、これまで同様の 400 円とします。
- ・子ども（小学生以下）は、半額の 200 円とします。
- ・運賃の徴収方法は、現金のみとします。

表 乗合タクシー運賃

乗合タクシー運賃 : 大人 400 円、子ども（小学生以下）200 円

※乗合タクシーは既存の公共交通を維持確保し、それらを補完する乗り物であるという観点から、通常タクシー初乗り運賃よりも低く、路線バス運賃よりも高い「400 円」が妥当と考えています。

(8) 周知計画

①乗合タクシー周知チラシ

- ・乗合タクシー周知チラシを作成・配布し、広報あかびらや市ホームページなどでの案内と併せて周知を図ります。
- ・周知チラシには、以下の内容を記載します。

表 周知チラシの内容

<ul style="list-style-type: none">・乗合タクシーの輸送方法（自宅前送迎）・利用登録が可能な地域・利用可能な運行日（奇数日・偶数日）・運賃・運行時刻（便別の運行時間帯）・ご利用に当たっての流れ（利用登録→登録証・利用パンフレットの送付→利用予約→ご利用）・予約人数の上限・問合せ先：赤平市

②乗合タクシー利用案内パンフレット

- ・利用登録を行った方へ、速やかに利用登録証と利用案内パンフレットを送付します。
- ・利用登録証と利用案内パンフレットには、以下の内容を記載します。

表 利用登録証と利用案内パンフレットの内容

<p>【利用登録証】</p> <ul style="list-style-type: none">・登録番号（利用予約時に必要） <p>【利用案内パンフレット】</p> <ul style="list-style-type: none">・利用の手順（電話予約 → 乗車 → 運賃の支払い）・予約人数の上限・タクシー会社電話番号のお知らせ・電話予約の方法（氏名・登録番号、東地域・西地域の区分、利用日、利用便名、行き・帰りの区分、連絡施設、確認）・予約時間（前日）・乗車方法（自宅の場合は公道で乗車、連絡施設はそれぞれ案内）・運賃支払いの方法（大人料金、子ども料金）・問合せ先：赤平市

(9) 利用促進計画

- ・住民懇談会等において、乗合タクシーの制度や予約の方法などの説明会を実施し、乗合タクシーに対する理解と利用増を図っていきます。また、町内会や地域交流会等での説明会開催の要請に応えていきます。
- ・前年度利用者登録された方については本人が拒まない限り更新し、負担軽減を図ります。

(10) 道路運送法に基づく許可申請に関する事項

申請書の作成に当たっては、以下の事項等を記載します。

表 申請書の主な記載内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・運行事業者の住所、名称、代表者の氏名、担当者の氏名、連絡先・運行区間（運行区域ごとの起点及び終点の地名番地、名称、主な経過地、キロ程、運行方法）・協議会で協議した運行区域・発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間、期間・車両明細（運行車両、予備車両の車名、年式、定員、長さ、幅、高さ、車両重量、種別）・一般乗合旅客自動車運送事業運送約款・協議が調っていることの証明書・協議会等で協議された運賃 |
|--|